

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 4年 9月 8日

鹿角市長 関 厚

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハッピードラック鹿角毛馬内店  
鹿角市十和田毛馬内字中陣場110番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社丸大サクラヤ薬局  
代表取締役 今 寿  
青森県青森市大字三内字玉作2番72
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社丸大サクラヤ薬局  
代表取締役 今 寿  
青森県青森市大字三内字玉作2番72
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年5月7日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
1,160平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 43台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 8台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・面積 40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・容量 4立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社丸大サクラ薬局
    - 開店時刻 午前8時間
    - 閉店時刻 午前0時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 2箇所
    - ・出入口の位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設
    - 午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日  
令和 4年 9月 6日
- 8 縦覧場所  
鹿角市役所産業部産業活力課
- 9 縦覧期間  
令和 4年 9月 8日～令和 5年 1月 8日  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く
- 10 意見書の提出先その他の問い合わせ先  
鹿角市役所産業部産業活力課  
電話 0186-30-0250  
Eメール shoukou@city.kazuno.lg.jp